

松戸市優良建設工事表彰要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注した建設工事（以下「工事」という。）について、他の模範となる特に優良な工事（以下「優良工事」という。）を施工した者の技術力を積極的に評価し表彰することにより、技術力及び意欲の更なる向上を図るとともに、当該施工者の社会的評価を高め、市内建設業者の育成に資することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 松戸市工事検査要綱第12条の規定により表彰を行おうとする日（以下「表彰日」という。）の属する年度の前年度（以下「表彰対象年度」という。）において完成している工事の中で、次の各号全てに該当する工事を対象とし、工事を施工した建設業者に対し、優良工事として表彰を行うものとする。

- (1) 市内に本店を置く建設業者及び市内に本店を置く建設業者を構成員に含む特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）
- (2) 請負代金額が1件500万円以上のもの
- (3) 松戸市工事成績評定要領（平成25年4月1日施行）に基づく工事成績評定点が、81点以上のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する建設業者に対しては、表彰を行わない。

- (1) 表彰対象年度内に完成した当該業種における他の工事において、65点未満の工事成績評定を受けた工事を施工した建設業者
- (2) 表彰対象年度の初日から表彰日の前日までの間において、建設業法の監督処分又は松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に定める指名停止等、受注者として好ましくない行為を行った建設業者
- (3) その他表彰することが不相当と認められる建設業者

3 建設業者が企業体の場合は、前項各号に該当する構成員のみを表彰の対象としないものとする。

(選定委員会の設置・組織)

第3条 表彰の対象となる優良工事を選定するため、松戸市優良建設工事表彰選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 財務部長、街づくり部長、建設部長
- (3) 表彰対象候補の工事担当部長又は管理者
- (4) その他委員長が必要と認めた者

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に財務部長をもって充てる。

4 委員長は、選定委員会を代表するとともに会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は会議を招集する必要がないと認める案件を審議するときは、書面を各委員に回付し、可否を問い、会議に代えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

6 委員長は、会議において表彰の対象となる優良工事を選定したときは、速やかに、その結果を市長に報告しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、選定委員会の選定報告を受けたときは、速やかに、表彰する優良工事を決定するものとする。

(表彰)

第6条 表彰は、市長が定める日に、表彰状を授与することにより行う。

(表彰の取り消し)

第7条 市長は、表彰に係る工事に欠陥があったときその他優良工事を表彰することが不適當であると認められるときは、表彰を取り消すことができる。

(公表)

第8条 被表彰者及び優良工事概要については、市ホームページで公表する。
(事務)

第9条 選定委員会の事務その他表彰に関する事務は、技術管理課において処理する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に完成する工事に適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。